

福岡市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、中国残留邦人等の社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、補助対象者は公募により募集する。

- (1) 支援を必要とする中国残留邦人等又は地域生活支援事業の実施者であること。
- (2) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱（厚生労働省通知）に基づき本市が実施する、日本語学習等の支援や生活支援等を行う事業（以下、「地域生活支援事業」という。）で、次に掲げる事業とする。

- (1) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム
- (2) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- (3) 身近な地域での日本語教育支援事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、別表に定める補助率により算出された額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、様式第1号又は第2号により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第9条 市長は、補助対象者より、補助金請求書（様式第3号）が提出されたとき

は、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部若しくは全部を事業の途中で交付することができるものとする。

(事業変更等の承認)

第 10 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、市長が別に定める軽微な変更を除く。

2 市長は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は、条件を付することができます。

(事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第 12 条 補助対象者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第 6 号により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助対象者は、補助事業の遂行又は支出状況について市長の要求があったときは、速やかに様式第 7 号により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助対象者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 1 月を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに、様式第 8 号により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを様式第 9 号により調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 号により補助対象者へ通知するものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 団体構成員のうち、前号に該当する者
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助対象団体が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に關し警察への照会確認を行うため、補助対

象団体に対し、役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の取り消し及び返還）

第 17 条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定の取消、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、「福岡市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金事務取扱要領」に基づき行うものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（期間）

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。